

建築物の安全確保のための体制の整備事業 を行う事業者の募集についての公示

令和 5 年 3 月 17 日

国土交通省住宅局長 塩見 英之

次のとおり、建築物の安全確保のための体制の整備事業の事業主体の募集について公示します。

※本公募は、令和 5 年度予算によるものであり、令和 5 年度予算成立等が事業実施の条件となります。
また、予算の成立状況によっては、採択が遅れること等もありますので、ご留意ください。

記

1 事業概要

(1) 事業名

建築物の安全確保のための体制の整備事業

(2) 事業目的

本事業は、建築確認が行われた建築物に対して耐震性の検証等を実施する主体を支援することにより、建築物の安全性の確保を図るとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく大臣認定を受けた防耐火構造等及び建築材料等の大臣認定仕様の適合性確認や性能確認等を実施する主体を支援することにより、市場において用いられている防耐火構造等及び建築材料等の品質と建築物の安全性を確保することを目的とする。

(3) 事業内容

補助金交付候補者は、次の i-1、i-2、ii、iii の事業毎に選定するため、提案書は事業毎に作成するものとする。

i. 耐震化等の促進のための体制の整備

i-1. サンプル調査事業

① 建築確認を受けた建築基準法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の建築物に対して、構造関連基準への適合を検証する以下の事業。

イ) 国等が抽出した建築物に対する構造再計算等による構造関連基準への適合性の検証、構造計算等に係る課題の整理及びそれらの成果を一般化した留意事

項の作成とその普及

ロ) 国又は特定行政庁等が選定した違反建築物等に対する構造再計算、是正方針等への助言、妥当性の判定その他の技術的支援

ハ) 国等が抽出した建築物に対する建築確認又は構造計算適合性判定に係る図書及び書類の再確認による構造関連基準への適合性の検証及びそれらの成果を一般化した留意事項の作成とその普及

② 建築確認を受けた建築物に対して、防火・避難等の関連基準への適合性を検証する以下の事業。

イ) 国等が抽出した建築物に対する建築確認に係る図書及び書類の再確認による防火・避難等関連基準（耐火性能検証法・防火区画検証法・避難安全検証法によるものを含む。）への適合性の検証、防火・避難等の関連基準に対する理解度の分析及びそれらの成果を一般化した留意事項の作成とその普及

i -2. 構造設計者向け留意事項作成等事業

過年度に実施されたサンプル調査事業にて国に報告された構造計算等に係る課題に対する構造設計者向け留意事項の作成とその普及

ii. 防耐火構造等の品質確保のための体制の整備

建築基準法に基づく大臣認定を取得した防耐火構造等について行う以下の事業。

イ) 試験・調査等による仕様等の確認（試験・調査等のための試験体の調達又は製作を含む。）

ロ) 大臣認定等に係る情報の収集・整理、調査結果の分析及び課題等の整理

iii. 建築材料等に関するサンプル調査

建築基準法に基づく大臣認定を取得した建築材料等について行う以下の事業。

イ) 試験・調査等による仕様等の確認（試験・調査等のための試験体の調達又は製作を含む。）

ロ) 生産現場への立ち入り等による検査・品質管理体制等の確認

ハ) 大臣認定等に係る情報の収集・整理、調査結果の分析及び課題等の整理

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおり予定している。

事業期間：令和5年4月中旬 ～ 令和6年3月15日

2 補助対象事業者の要件

次の(1)から(4)までの全てを満たす法人。ただし、(2)については上記 i -1、i -2、ii、iiiの事業のうち、提案を行う事業に係る要件に限る。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

本事業を実施するうえでの公平性及び中立性を確保していること。

(2) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件

i. 耐震化等の促進のための体制の整備

i-1. サンプル調査事業に係る要件は以下のとおり。

- ・建築基準法の内容を熟知し、技術能力を有する体制を確保できる等、事業を的確に遂行する能力を有すること。

i-2. 構造設計者向け留意事項作成等事業に係る要件は以下のとおり。

- ・建築基準法の内容を熟知し、技術能力を有する体制を確保できる等、事業を的確に遂行する能力を有すること。

ii. 防耐火構造等の品質確保のための体制の整備に係る要件は以下のとおり。

- ・大臣認定を取得した防耐火構造等について、試験（防耐火構造等に関する建築基準法第 68 条の 25 第 2 項の規定による評価に係る試験と同等の試験とする。）・調査等による仕様等の確認（試験・調査等のための試験体の調達又は製作を含む。）を実施できる体制を準備できること。
- ・配置予定技術者として、防耐火構造等に関する建築基準法第 68 条 25 第 2 項の規定による評価その他これに類する業務に携わった経験のある技術者を少なくとも 2 名以上配置すること。
- ・配置予定技術者の中から管理技術者（事業主体に所属し、本事業に係る業務を管理・監督するものとする。）を 1 名配置すること。

iii. 建築材料等に関するサンプル調査に係る要件は以下のとおり。

- ・大臣認定を取得した建築材料等について、試験（建築材料等に関する建築基準法第 68 条の 25 第 2 項の規定による評価に係る試験と同等の試験とする。）・調査等による仕様等の確認（試験・調査等のための試験体の調達又は製作を含む。）及び生産現場への立ち入り等による検査・品質管理体制等の確認を実施できる体制を準備できること。
- ・配置予定技術者として、建築材料等に関する建築基準法第 68 条の 25 第 2 項の規定による評価その他これに類する業務に携わった経験のある技術者を少なくとも 2 名以上配置すること。
- ・配置予定技術者の中から管理技術者（事業主体に所属し、本事業に係る業務を管理・監督するものとする。）を 1 名配置すること。

(3) 守秘性に関する要件

本事業の実施に当たって得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。

- (4) 経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件
経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

i. 耐震化等の促進のための体制の整備

i-1. サンプル調査事業

国土交通省住宅局建築指導課建築安全調査室検査係

電 話 03-5253-8111 (内線: 39-565)

メール hqt-anchou@mlit.go.jp

i-2. 構造設計者向け留意事項作成等事業

国土交通省住宅局建築指導課建築安全調査室検査係

電 話 03-5253-8111 (内線: 39-565)

メール hqt-anchou@mlit.go.jp

ii. 防耐火構造等の品質確保のための体制の整備

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付防火認定係

電 話 03-5253-8111 (内線: 39-533)

メール uehara-s2ra@mlit.go.jp

iii. 建築材料等に関するサンプル調査

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付構造・設備認定係

電 話 03-5253-8111 (内線: 39-533)

メール yasuda-h2g4@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期 間: 令和5年3月17日から令和5年3月31日まで

②場 所: 上記担当部局

③方 法: 上記担当部局にて電子若しくは紙媒体をもって手交

※説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当部局まで事前連絡を行うこと。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期 限: 令和5年3月31日18時00分まで

②場 所: 上記担当部局

③方 法: ○上記担当部局へ下記部数を提出すること。なお、郵送、電送又は電子メー

ルにより提出する場合は、電話等で担当者に受領できているか確認すること。

- ・持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合 2部
- ・電送又は電子メールの場合 1部

○ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

○使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

「Just System 一太郎 11」「Microsoft Word 2013」「Microsoft Excel 2013」「Adobe Acrobat Reader XI」以降の形式に限る。

○印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、送信された提案書の印刷は白黒で行う。

4 補助金交付候補者の選定方法

説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、補助金交付候補者を選定する。この際、必要に応じて、提案者に対しヒアリングを実施することができるものとする。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にする。
- (6) 採択した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択しなかった提案書は、原則返却する。なお、返却を希望しない場合は、提案書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 国土交通省は、事業の成果として提出された報告書を自由に公開できるものとする。
- (8) 著作権に抵触する資料は報告書に盛り込まないこと。
- (9) 詳細は説明書による。